様式第2号(第6条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

(補助事業者)

　団体名

　代表者名　　　　　　　様

身延町長　　　　　　　　　印

保育所等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止事業費補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった標記補助金については、次のとおり決定したので、身延町保育所等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

1　補助金交付決定額　金　　　　　　　　　　　　円

2　補助金の交付条件

(1)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、町長の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。

　(2)　補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、町長の承認を受けること。

　(3)　補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

　(4)　補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、町長の承認を受けないで補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り崩し、又は廃棄してはならない。

　(5)　町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

　(6)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

　(7)　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が零円の場合を含む。)には、速やかに(遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに)町長に報告しなければならない。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることを確定したときは、当該仕入控除税額を町に返還しなければならない。

　(8)　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を、補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日)の属する町の会計年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならない。

(9)　(8)の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の財産がある場合は、(8)に規定する期間経過後も、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで、保管しなければならない。